

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

平成24年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	----- 2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	----- 3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	----- 3
第 4 表	職員の平均給与月額	----- 4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	----- 5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	----- 5
第 7 表	職員の住居手当の支給状況	----- 6
第 8 表	職員の通勤手当の支給状況	----- 6
第 9 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	----- 7
第 10 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	----- 38
第 11 表	行政職給料表適用者の初任給	----- 39

2 民間の給与関係

平成24年職種別民間給与実態調査の概要	-----	40
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	----- 41
第 13 表	民間における初任給の改定状況	----- 41
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	----- 42
第 15 表	民間における給与改定の状況	----- 42
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	----- 42
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	----- 43
第 18 表	民間における雇用調整の実施状況	----- 43
第 19 表	民間における賃金カット等の実施状況	----- 44
第 20 表	比較対象従業員に係る職種	----- 44
第 21 表	民間における職種別給与額等	----- 45
第 22 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	----- 47
第 23 表	民間における家族手当の支給状況	----- 48
第 24 表	民間における住宅手当の支給状況	----- 48
第 25 表	民間における特別給の支給状況	----- 49
第 26 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	----- 49
第 27 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	----- 50

3 労働経済関係

第 28 表	労働経済指標	----- 51
--------	--------	----------

4 生計費関係

第 29 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	----- 53
--------	------------------------	----------

5 国及び都道府県の給与関係

第 30 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	----- 54
--------	------------------	----------

6 人事院勧告等の概要

-----	-----	55
-------	-------	----

1 職員の給与関係

平成24年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成24年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成24年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

平成24年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成24年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 23,175	人 6,496	人 5,062	人 3,271	人 13,408
給料の月額	円 369,882 (351,864)	円 350,497 (333,110)	円 354,813 (337,078)	円 324,005 (307,806)	円 390,467 (371,698)
扶養手当	8,567	9,149	10,222	12,012	7,445
給料の特別調整額	4,919	6,143	6,779	2,231	4,982
地域手当	9,980	10,449	9,730	8,668	10,072
住居手当	4,333	5,184	4,991	2,134	4,457
その他	1,844	4,763	350	1,622	483
計	399,525 (381,506)	386,185 (368,798)	386,885 (369,150)	350,672 (334,473)	417,906 (399,138)
平均年齢	歳 43.5	歳 43.2	歳 44.4	歳 38.5	歳 44.9
平均経年数	年 21.3	年 21.3	年 22.7	年 17.2	年 22.3

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第9表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成24年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当等である。(第4表において同じ。)
- 5 「給料の月額」及び「計」は、職員の給与の特例に関する条例(平成21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。)による給料の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,371	43.7	21.8
	事務職	806	45.4	24.9
	研究職	268	41.1	18.3
	医療職(1)	91	46.6	22.3
	医療職(2)	279	40.2	17.5
	医療職(3)	547	38.1	15.7
	技術職(1)	132	41.2	19.8
	技術職(2)	2	52.9	32.7
	小計	6,496	43.2	21.3
警察官	公安職	3,271	38.5	17.2
教員	教育職(1)	3,563	44.4	21.8
	教育職(2)	9,845	45.1	22.5
	小計	13,408	44.9	22.3
全職員		23,175	43.5	21.3

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	74.0	6.9	19.0	0.1	76.1	23.9
	事務職	100.0	34.5	22.3	43.2	-	37.5	62.5
	研究職	100.0	95.9	2.6	1.5	-	77.2	22.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	78.0	22.0
	医療職(2)	100.0	75.6	24.4	-	-	40.5	59.5
	医療職(3)	100.0	19.4	78.6	2.0	-	14.1	85.9
	技術職(1)	100.0	37.1	62.9	-	-	1.5	98.5
技術職(2)	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	
	小計	100.0	65.1	16.5	18.4	0.0	63.1	36.9
	うち行政職員	100.0	67.7	9.2	23.1	0.0	70.5	29.5
警察官	公安職	100.0	57.9	4.5	37.6	0.0	94.5	5.5
教員	教育職(1)	100.0	94.6	2.6	2.8	-	59.6	40.4
	教育職(2)	100.0	89.8	10.2	0.0	-	45.2	54.8
	小計	100.0	91.1	8.1	0.8	-	49.1	50.9
全職員		100.0	79.1	10.0	10.9	0.0	59.4	40.6

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
24 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 369,882 (351,864)	円 350,497 (333,110)	円 354,813 (337,078)	円 324,005 (307,806)	円 390,467 (371,698)
	扶養手当	8,567	9,149	10,222	12,012	7,445
	給料の特別調整額	4,919	6,143	6,779	2,231	4,982
	地域手当	9,980	10,449	9,730	8,668	10,072
	住居手当	4,333	5,184	4,991	2,134	4,457
	その他 計(A)	1,844 399,525 (381,506)	4,763 386,185 (368,798)	350 386,885 (369,150)	1,622 350,672 (334,473)	483 417,906 (399,138)
23 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 369,915 (351,894)	円 350,312 (332,930)	円 354,486 (336,777)	円 325,014 (308,765)	円 390,142 (371,390)
	扶養手当	8,606	9,165	10,150	12,175	7,487
	給料の特別調整額	4,862	6,163	6,674	2,334	4,826
	地域手当	9,997	10,493	9,718	8,704	10,061
	住居手当	4,413	5,336	5,125	2,191	4,488
	その他 計(B)	1,976 399,769 (381,748)	5,107 386,576 (369,194)	380 386,533 (368,824)	1,746 352,164 (335,915)	499 417,503 (398,751)
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.9% (99.9)	99.9% (99.9)	100.1% (100.1)	99.6% (99.6)	100.1% (100.1)

その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 352,892 (335,265)	円 10,933	円 7,379	円 9,784	円 5,309	円 277	円 386,574 (368,948)
事務職	346,342 (329,025)	5,128	2,555	8,850	3,198	717	366,790 (349,473)
研究職	353,478 (335,901)	8,761	6,240	9,362	6,918	11	384,770 (367,193)
医療職(1)	504,236 (480,143)	13,758	30,100	82,214	9,418	313,729	953,455 (929,363)
医療職(2)	338,043 (321,820)	6,360	3,407	8,695	4,411	-	360,916 (344,693)
医療職(3)	324,406 (309,091)	3,494	418	8,208	6,413	997	343,936 (328,621)
技術職(1)	318,153 (302,274)	1,701	-	7,996	3,360	378	331,588 (315,709)
技術職(2)	404,307 (384,092)	-	-	10,108	-	-	414,415 (394,200)
公安職	324,005 (307,806)	12,012	2,231	8,668	2,134	1,622	350,672 (334,473)
教育職(1)	395,131 (376,266)	8,555	2,902	10,164	6,161	34	422,947 (404,082)
教育職(2)	388,779 (370,045)	7,044	5,735	10,039	3,841	644	416,082 (397,348)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,515	人 166	人 4,630	人 6,311	人 1,563	人 3,025	人 2.1
警察官	1,571	19	2,387	3,977	629	1,914	2.1
教員	1,958	311	8,524	10,793	3,109	5,252	2.1
全職員	5,044	496	15,541	21,081	5,301	10,191	2.1

(注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の()内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,483円である。
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 39	人	人 1	人 1	人	人	人 3	人	人	人 44
	2種	29			4			16			49
	3種	71			7	1		52			131
	4種	109		9	12	8	3	2			143
	5種	216		12	8	6	1	19			262
	6種	3		3							6
	7種	1									1
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	35	59
	2種								51	156	207
	3種		10						79	547	636
	4種		38						24	372	434
計	468	48	25	32	15	4	92	178	1,110	1,972	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、57,812円である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		10,898 ^人	3,593 ^人	1,171 ^人	6,134 ^人
借 家 ・ 借 間	11,000円未満	6	5	0	1
	11,000円以上 27,000円未満	1,246	368	89	789
	27,000円	1,772	643	71	1,058
	小 計	3,024	1,016	160	1,848
自 宅	3,000円	7,874	2,577	1,011	4,286
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当額		円 25,384	円 25,538	円 24,424	円 25,382

(注) 借家・借間に係る最高支給限度額は、27,000円である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		21,258 ^人	5,991 ^人	2,495 ^人	12,772 ^人
交 通 機 関 の み 利 用		1,110	970	54	86
交 通 用 具 の み 使 用		19,812	4,746	2,431	12,635
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		336	275	10	51
受給者1人当たり平均手当額		円 10,106	円 13,290	円 7,812	円 9,061

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3						1			
4									
5									
6							1		
7								1	
8		7							
9	1	7							
10		7							
11		12							
12		49							
13	1	9							
14		8	1						
15	5	8							
16		35							
17	2	3							
18		9	7			1	1		8
19	4	15	31						1
20		46	8						2
21	1	9	13						5
22		3	12						
23	3	1	45						
24		15	8						
25	5	38	19						
26	1	5	13						
27	3	17	29						
28	1	11	16						
29	54	33	14						
30		7	9						
31	6	16	22						
32	6	4	9					2	
33	3	3	12					2	
34	3		10					6	
35	51	1	20	2				9	
36	4	3	20	1				7	
37	7		13	1				4	
38	5	2	10	27		1		3	
39	46		19	2				7	
40	10	1	17	12				4	
41	1		11	8				1	1
42	1		14	36			1	2	
43	1		13	11	1		12	1	
44	1		26	10			29		
45	1		21	13			18		
46	2		13	26			12		
47			13	46			15		
48			13	20			6		
49	4		59	18			16		
50			19	16			3		
51		1	18	21			7		
52			15	40			3		
53			13	17			3		
54			22	24		2	4		
55			15	29		1	1		
56			12	21		20	2		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57		1		15	53		9			
58				11	19		6	1		
59				10	30	2	43			
60				11	31		33			
61				6	19	1	21			
62				4	48	3	18			
63				5	32	17	18			
64				6	27	12	33			
65				4	30	17	29			
66				6	61	5	42			
67				3	39	28	19			
68				2	53	12	32			
69					25	44	25			
70				4	43	30	56			
71				2	33	27	30			
72					58	50	35			
73					17	73	57			
74				2	11	28	20			
75					21	33	35			
76					14	39	28			
77					8	15	453			
78				1	5	15				
79					10	30				
80					3	10				
81				2	5	7				
82				1	3	4				
83					3	9				
84				1	4	3				
85					3	40				
86					2					
87					3					
88				1						
89					3					
90				2	3					
91				1	2					
92					3					
93					27					
94										
95										
96				1						
97										
98										
99										
100				1						
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	234	385	776	1,152	555	1,068	135	49	17
構成比(%)	5.3	8.8	17.8	26.4	12.7	24.4	3.1	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	185,520	220,953	295,280	366,688	393,212	418,845	444,859	470,784	515,471

人員計	4,371 人
平均給料月額	351,747 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			1				
9	2		6				
10			1				
11			1				
12			4				
13	4		2				
14							
15	1		4				
16			2				
17	4		3				
18	1		2	2			
19	7		4	1			
20	1		3	2			
21	2		1	2			
22			1	4			
23	2		1	2			
24				1			
25	3		1	1			
26			4	1			
27	2		1	3			
28	1		2	1			
29	8			2			
30							
31	2						
32				2			
33	5			1			
34				1			
35	2						
36	6			5			
37	2			2			
38	1	1		4			
39	2			1			
40	1			4			
41	2			1			
42				3	3		
43				6			
44				10	4		
45				4			
46				5	1		
47	1			8	1		
48				10			
49				6	1		
50				6	2		
51	1			3	3		
52				8	3		
53				6	2		
54				2	8		
55				5	3		
56				17	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			2	4			
58			10				
59			4	3			
60			10	2			
61			2	2		2	
62			3	7			
63			4	5			
64			5	4		1	
65			3	4			
66			3	7			
67			2	2		3	
68			4	6		15	
69			1	3		6	
70			4	3		9	
71			3	12	1	15	
72			1	5		9	
73				6		9	
74			1	2		5	
75			2	8		10	
76			1	3	2		
77			2	2	1	47	
78				11			
79			1	5	3		
80				6	1		
81				7			
82			1	7			
83				7	2		
84				5	2		
85				5	57		
86				10			
87				3			
88				3			
89				8			
90			1	7			
91				2			
92				4			
93				71			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			3				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	63	45	215	283	69	131	-
構成比(%)	7.8	5.5	26.7	35.1	8.6	16.3	-
平均給料 月額(円)	174,690	215,469	311,407	378,295	399,977	420,047	-

人員計	806 人
平均給料月額	344,090 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		4			
14		1			
15					
16					
17					
18		1			
19		1			
20		9			
21		3			
22					
23		2			
24		4			
25					
26		2			
27					
28		7			
29					
30			1		
31		1			1
32		3	2		
33		6	1		
34		1			
35		2			
36			1		
37		5			
38		1	2		
39		1			
40			2		
41		1	4		
42		3	1		
43		8	2		
44			1		
45		2			
46		1	2	1	2
47		4	4	1	2
48		1	5	4	
49		2	2		
50		1	2	2	
51		5	1	2	
52			2	2	
53			2	2	
54		1	1		
55		4	2	6	
56		1	2	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57			4	1	
58		1	4	2	
59		1	3	3	
60		1		3	
61			4	1	
62		3	2	1	
63		4	1		
64			1	4	
65		1	1	2	
66		2	1	7	
67		3	3	1	
68			3	3	
69				1	
70		2	1	1	
71				3	
72			3	1	
73			3	16	
74			1		
75		2			
76					
77					
78					
79		1	2		
80			1		
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	111	81	71	5
構成比(%)	-	41.4	30.2	26.5	1.9
平均給料 月額(円)	-	272,374	376,744	436,807	466,100

人員計	268 人
平均給料月額	351,096 円

医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	1			
24	1			
25				
26				
27	1			
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34	3			
35	2			
36				
37				
38	2	1		
39				
40				
41				
42	4			1
43				1
44			1	
45				
46	1			4
47			2	
48			1	
49				
50	4			2
51			2	
52			4	1
53				1
54		1		3
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57		2	3	
58			1	
59			1	3
60				1
61		1		
62	1			
63			2	1
64				
65			2	7
66			2	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77			3	
78				
79				
80				
81			2	
82				
83			2	
84				
85			2	
86				
87				
88				
89			9	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	21	15	42	13
構成比 (%)	23.1	16.5	46.2	14.2
平均給料 月額(円)	356,605	448,653	518,964	566,538

人員計	91 人
平均給料月額	476,703 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			4					
6								
7								
8								
9								
10								
11			5					
12								
13								
14								
15			3					
16								
17			8					
18			1					
19			2					
20								
21			8					
22								
23			2					
24								
25			6					
26								
27			2					
28			1	1				
29			2					
30				4				
31			1					
32				2				
33			2	1				
34			5	2		1		
35								
36			2	5				3
37			3	3				3
38			1	2		2		1
39				4		2		2
40			1	11		1		
41			1	3				1
42			1	3				
43			1	2		1		
44				3		3	2	
45				2		1		1
46				1		1		
47				3				
48				2		3		
49				2			1	
50				2	1	3	2	
51				3	1	2		
52				2	2	1	2	
53						4		
54					1	2		
55				3	1		1	
56				1		3	1	
57				1		2	2	
58						2	4	
59				1	1	1	2	
60				2		3	1	

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61						2	2	
62				1	1	1	1	
63						1	2	
64				1		2	4	
65				2		5	22	
66						6		
67						3		
68						1		
69						1		
70								
71						5		
72						1		
73						2		
74						1		
75								
76								
77						1		
78						1		
79								
80						1		
81								
82								
83								
84								
85						2		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)	-	62	75	8	74	49	11	
構成比 (%)	-	22.2	26.9	2.9	26.5	17.6	3.9	
平均給料 月額(円)	-	214,902	284,232	330,563	376,469	414,592	443,927	

人員計	279 人
平均給料月額	323,809 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		3					
6							
7							
8							
9		15					
10							
11		1					
12		1					
13		5					
14		2					
15		13					
16		1					
17		1	6				
18			9				
19		13	3				
20			2				
21		4	2				
22		1	8				
23		1	2				
24			8				
25		17	5	2			
26			12	2			
27		1		2			
28		2		2			
29		17	3	3			
30			5	4			
31		3	6	4			
32		4	9	7			
33		5	2	2			
34		3	6	2			
35		7	4	3			
36		9	14	8			
37		2	1	2			
38			2	2			
39		2	1	5			
40		2		6			
41			1	2			1
42			1	4			
43				4			
44				4			
45			1	1			
46				1			
47		1	1	2			
48				4			
49				6		2	
50				1			
51			2	2		3	
52				3	1		
53		1		2	1	1	
54				1	1	2	
55				3	1	1	
56				2	2		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57		1		5	2	2	
58			1	2	4		
59				8	2		
60				3	3		
61				1	4	2	
62				1	3	1	
63				1	3		
64			1				
65			1	1	1		
66				4	4	1	
67					4	2	
68				2	2		
69				2	6	1	
70				2	5		
71					4		
72					8		
73				1	9		
74				1	3		
75					4		
76					2		
77					5		
78			1		2		
79					5		
80					5		
81					4		
82					3		
83					2		
84							
85					4		
86					1		
87				2	5		
88				1	3		
89					2		
90							
91					1		
92					2		
93					10		
94							
95							
96							
97							
98				1			
99				1			
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	138	120	137	133	18	1
構成比(%)	-	25.3	21.9	25.0	24.3	3.3	0.2
平均給料 月額(円)	-	220,894	271,095	323,528	388,786	434,667	456,100

人員計	547 人
平均給料月額	305,899 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8					
9		2			
10					
11		3			
12					
13		3			
14					
15		5			
16		2			
17		1			
18					
19					
20					
21		1			
22		1			
23					
24					
25		3			
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32			1		
33					
34		1	1		
35					
36					
37					
38		3			
39					
40			1		
41					
42					
43					
44			1		
45					
46					
47					1
48					2
49					1
50					1
51					
52					
53			1		2
54					2
55			2		1
56			1		
57			1		1
58			2		
59			1	1	
60				1	2

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61				1		
62					2	1
63					4	
64				2	2	1
65				3		1
66				1	2	
67				1	3	
68				3	2	1
69				3	1	
70				1	1	
71				1		
72				2	1	
73				1	1	1
74				3		1
75					1	
76					1	
77				1		1
78						1
79						
80						1
81						1
82						
83						1
84					1	1
85					1	16
86					1	
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計 (人)		-	30	35	26	41
構成比 (%)		-	22.7	26.5	19.7	31.1
平均給料 月額(円)		-	205,097	310,369	341,135	385,207

人員計	132 人
平均給料月額	315,748 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					1
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					1
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	-	2
構成比(%)	-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)	-	-	-	-	396,000

人員計	2 人
平均給料月額	396,000 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8							1		
9	36								
10									
11									
12	1								
13									
14	2								
15	19								
16									
17	7								
18	2								
19	21								
20	2								
21	7								
22	2								
23	1								
24	14								
25	74	1							
26	3	50							
27	15	7	6						
28	16	8	9						
29	11	10	8						
30	15	6	9						
31	55	43	7						
32	18	31	12						
33	23	22	19						
34	9	19	16						
35	17	32	12						
36	14	20	16						
37	2	32	11						
38	4	16	22						
39	1	17	19	3					
40		14	16						
41	1	18	18	1					8
42	1	12	21						
43		8	17	1					1
44	1	16	24	1	1				
45	3	7	12	2					6
46		10	22	1		1			
47	1	14	15	2					
48	1	9	23	3	1				
49		10	21	3					
50		5	23	5	1	1			
51	1	13	20	2					
52		6	19	3	1	1			
53		6	28	5	2				
54	1	7	21	6	1	1			
55		4	19	3		1			
56		9	28	3	3	2			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		7	20	2	2				
58		3	18	7	2	1			
59		2	29	3	3		1		
60		5	24	2	1	1			
61		3	19	9	2	1	1	18	
62		4	15	10	1	1	1		
63		4	20	10	4	2	2		
64		2	19	15	2	1	2		
65		4	21	8	3		1		
66		1	19	13	5				
67		4	15	15	4	1	3		
68			23	10	6	1	1		
69			28	15	6	2	1		
70		1	20	8	5	1	3		
71			6	17	4		6		
72			9	11	10	3	1		
73			18	20	9	2	5		
74			5	7	4	2	1		
75			17	10	4	4	3		
76			6	11	8	4	4		
77			3	8	6	1	64		
78			5	10	6	3			
79			4	13	5	1			
80			1	6	3	2			
81				10	6	1			
82			3	9	12	4			
83				2	16	1			
84			4	10	6	2			
85				7	10	42			
86			4	6	6				
87			2	3	6				
88			1	8	7				
89				6	6				
90			1	6	6				
91			1	6	10				
92			1	5	14				
93			1	6	143				
94			4	9					
95			2	11					
96			3	12					
97			1	7					
98				3					
99			1	6					
100				14					
101			2	5					
102				15					
103			2	17					
104			2	9					
105			3	10					
106				7					
107			2	8					
108			2	7					
109				6					
110			1	4					
111				5					
112			5	10					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			2	11					
114			1	14					
115			1	10					
116			1	11					
117			1	10					
118			2	10					
119			1	9					
120			1	11					
121			1	15					
122				10					
123				13					
124				15					
125				138					
126									
127			2						
128									
129									
130			2						
131									
132									
133									
134			3						
135			1						
136			1						
137			1						
138			1						
139			1						
140			1						
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	401	522	950	810	363	91	101	18	15
構成比(%)	12.3	16.0	29.0	24.8	11.1	2.8	3.1	0.5	0.4
平均給料 月額(円)	205,974	244,774	293,960	383,112	418,113	429,110	451,051	466,400	484,507

人員計	3,271 人
平均給料月額	321,612 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5	1	10			
6					
7		1			
8		1			
9		5			
10					
11		14			
12					
13		3			
14					
15	1	14			
16		1			
17		18			
18	1	3			
19		8			
20		1			
21		20			
22		4			
23		10			
24		3			
25	2	16			
26		5			
27		11			
28		5			
29		24			
30		8			
31	1	8			1
32		26			2
33	1	11			1
34		16			1
35	4	10			2
36	1	12			7
37		9			2
38	1	9			5
39		11			4
40	1	25			6
41		13			2
42	3	10			3
43	3	8			4
44	1	26			7
45	5	11			29
46		14			
47	1	12			
48	1	27			
49		7			
50	1	19			
51	1	13			
52	6	32			
53	1	14			
54	1	13			
55	2	14			
56	6	32			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	1	17			
58	2	21			
59	2	17			
60	7	30		1	
61	2	10			
62	2	29		1	
63	1	21		1	
64	3	29		1	
65		20		2	
66	1	14		4	
67		26		6	
68	3	26		12	
69	1	31		12	
70	1	25		6	
71	1	22		5	
72	4	25		10	
73	5	24		7	
74	1	29		6	
75	1	22		6	
76		27		4	
77	2	23		5	
78	1	33		1	
79	2	19		1	
80	1	28			
81	2	23	1	12	
82	1	16			
83		32			
84	1	20			
85	2	26			
86	1	27			
87	2	42	1		
88	1	12			
89	2	26	1		
90	2	25	1		
91	1	21	3		
92	1	31	3		
93	1	17	2		
94	2	32	2		
95	1	19	2		
96	1	15			
97		29	4		
98		11	1		
99	3	34	1		
100	1	23	1		
101		31	2		
102	1	41	2		
103	1	38	2		
104		32	3		
105		60	1		
106		33	1		
107	1	66	6		
108	1	48	1		
109		39	2		
110		65			
111	2	44			
112		28			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		1	86			
114			33			
115		1	38			
116		1	48			
117		1	53			
118			31			
119			57			
120			38			
121			29			
122		1	24			
123		3	36			
124		1	16			
125			10			
126			34			
127			19			
128		5	32			
129		1	17			
130		1	15			
131			22			
132			26			
133		1	16			
134		1	24			
135		4	30			
136			30			
137			264			
138						
139		2				
140		3				
141						
142		1				
143		2				
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		1				
計(人)		152	3,189	43	103	76
構成比(%)		4.3	89.5	1.2	2.9	2.1
平均給料 月額(円)		273,714	373,504	438,728	457,149	487,718

人員計	3,563 人
平均給料月額	374,889 円

教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		85			
18					
19		7			
20		14			
21		16			
22		5			
23		56			
24		10			
25		16			1
26		12			
27		84			1
28		18			
29		38			
30		24			2
31		30			10
32		13			5
33		64			27
34		11			35
35		30			19
36		18			27
37		78			41
38		22			28
39		37			24
40		22			37
41		60			24
42		24			43
43		45			21
44		77			31
45		26			171
46		28			
47		30			
48		59			
49		24			
50		37			
51		30			
52		67			
53		27			
54		34			
55		36			
56	1	65			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		25			
58		37			
59		44			
60		66			
61		48			
62		40			
63		26			
64		60			
65		37			
66		40			
67		32			
68		37			
69		21			
70		41			
71		23		1	
72		47		2	
73		23			
74		30			
75		24			
76		44		3	
77		29		12	
78		36		9	
79		32		14	
80		66		7	
81		27		26	
82		37		27	
83		25		29	
84		76		31	
85		32		34	
86		43		27	
87		39	2	32	
88		74		43	
89		24	1	27	
90		54		39	
91		38		34	
92		76		26	
93		35	3	25	
94		60	1	14	
95		36	6	19	
96		38	4	15	
97		17	7	67	
98		47	1		
99		43	3		
100		93	1		
101		42			
102		71	1		
103		61			
104		141	1		
105		71			
106		110			
107		131			
108		107	1		
109		96			
110		158			
111		154			
112		100			

給号 級	1級	2級	特2級	3級	4級
113		200			
114		109			
115		191			
116		77			
117		95			
118		86			
119		86			
120		112			
121		122			
122		159			
123		122			
124		82			
125		202			
126		117			
127		141			
128		125			
129		118			
130		86			
131		216			
132		86			
133		85			
134		171			
135		84			
136		64			
137		208			
138		73			
139		69			
140		114			
141		84			
142		50			
143		34			
144		63			
145		63			
146		51			
147		66			
148		94			
149		354			
計(人)	1	8,702	32	563	547
構成比(%)	0.0	88.4	0.3	5.7	5.6
平均給料 月額(円)	248,100	363,283	417,803	430,924	461,852

人員計	9,845 人
平均給料月額	372,793 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	40				26	14					
事務職	27				24	3					
研究職	5				5						
医療職(1)	0										
医療職(2)	6					2	4				
医療職(3)	1					1					
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	12					3	9				
教育職(1)	66	14	52								
教育職(2)	9		9								
給料表計	166										
60歳	71										
61歳	49										
62歳	29										
63歳	17										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	27				21	6					
事務職	20				13	7					
研究職	0										
医療職(1)	0										
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	0										
教育職(1)	58		58								
教育職(2)	16		16								
給料表計	121										
60歳	46										
61歳	39										
62歳	27										
63歳	9										

第11表 行政職給料表適用者の初任給

試験区分	減額前		減額後		(参考) 民間初任給
	初任給月額	民間初任給との差	初任給月額	民間初任給との差	
大学卒業程度	円 183,270	円 △9,320 (△5.1%)	円 174,330	円 △18,260 (△10.5%)	円 192,590
高校卒業程度	148,112	△9,435 (△6.4%)	140,887	△16,660 (△11.8%)	157,547

- (注) 1 「減額前」は特例条例に基づく給料減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。なお、地域手当を含む。
- 2 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を、高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を、それぞれ対応させている。
- 3 民間初任給は、「平成24年職種別民間給与実態調査」によるものである。

2 民間の給与関係

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された786事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他56職種、合計78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から169事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係職種以外の各調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係216人（うち事務・技術関係192人）、初任給関係以外の調査職種6,977人（うち事務・技術関係6,194人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、56,923人であり、うち事務・技術関係職種該当者は40,415人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結果

民間の給与等の実態は、第13表から第27表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	1 4 7	2 6	2 1	1 4	5 7	2 9
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	6	2	—	1	2	1
製 造 業	8 8	1 3	1 4	7	3 5	1 9
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1 9	4	5	3	2	5
卸売業、小売業	1 4	3	—	1	8	2
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	4	2	—	—	2	—
教育、学習支援業、 医療 福祉 サービス業	1 6	2	2	2	8	2

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が22所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	21.7	(13.2)	(86.8)	(—)	78.3
高 校 卒	10.9	(—)	(100.0)	(—)	89.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 50人未満	50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 191,189	円 205,785	円 184,034	円 193,280
	高 校 卒	156,380	156,472	156,250	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,366	198,061	193,048	190,467
	高 校 卒	158,196	159,752	156,801	—
計	大 学 卒	192,590	201,901	187,280	191,592
	高 校 卒	157,547	158,416	156,633	—

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者へのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	10.1 %	23.3 %	2.4 %
課 長 級	9.5	18.7	3.2	68.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	90.5 %	87.5 %	24.9 %	9.7 %	52.9 %	3.0 %	9.5 %
課 長 級	79.1	76.1	22.4	8.7	45.0	3.0	20.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

項目 役職・企業規模		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	92.7	44.9	74.1	40.3	7.3
	500人以上	89.8	44.8	79.2	46.6	10.2
	100人以上 500人未満	97.9	47.3	73.9	37.8	2.1
	50人以上 100人未満	86.6	39.6	63.8	32.9	13.4
課 長 級	規模計	83.7	32.1	66.1	32.7	16.3
	500人以上	74.6	26.8	68.6	33.7	25.4
	100人以上 500人未満	90.8	36.1	65.3	32.7	9.2
	50人以上 100人未満	86.1	34.0	62.5	30.5	13.9

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 %
採用の停止・抑制	16.2
転籍	3.5
希望退職者の募集	4.5
正社員の解雇	0.6
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.9
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.9
残業の規制	10.2
一時帰休・休業	3.4
ワークシェアリング	—
賃金カット	4.1
計	32.9

(注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第19表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	— %	— %
課 長 級	3.5	5.0

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施し、賃金カット等の平均減額率の回答があった事業所の状況である。

第20表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係制のある事業所の主任
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

第21表 民間における職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 24 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	51.9	664,143	—	664,143
	工 場 長	10	54.2	671,118	—	671,118
	事 務 部 長	188	51.1	706,012	4,756	701,256
	技 術 部 長	202	51.6	609,646	1,697	607,949
	事 務 部 次 長	69	49.1	632,863	10,305	622,558
	技 術 部 次 長	83	48.1	479,356	8,916	470,440
	事 務 課 長	313	48.4	544,756	24,852	519,904
	技 術 課 長	543	46.9	517,250	6,079	511,171
	事 務 課 長 代 理	98	48.1	535,088	107,379	427,709
	技 術 課 長 代 理	94	47.4	478,112	36,998	441,114
	事 務 係 長	509	45.0	411,564	44,019	367,545
	技 術 係 長	554	43.0	469,228	79,549	389,679
	事 務 主 任	169	42.6	356,395	26,823	329,572
技 術 主 任	145	39.7	394,424	46,236	348,188	
事 務 係 員	1,611	36.7	288,684	27,031	261,653	
技 術 係 員	1,593	34.9	333,573	51,718	281,855	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	51.5	877,085	—	877,085
	研 究 部 (課) 長	20	47.8	702,064	—	702,064
	研 究 室 (係) 長	13	48.7	634,162	20,745	613,417
	主 任 研 究 員	26	48.3	579,428	23,925	555,503
	研 究 員	107	35.5	396,280	28,467	367,813
研 究 補 助 員	4	25.5	244,338	19,467	224,871	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 24 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x
	副 院 長	6	59.3	1,189,042	45,013	1,144,029
	医 科 長	8	52.1	1,135,516	—	1,135,516
	医 師	19	48.7	1,070,076	52,805	1,017,271
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	4	50.8	439,374	—	439,374
	薬 剤 師	12	35.6	300,201	13,798	286,403
	診 療 放 射 線 技 師	34	37.9	345,391	21,150	324,241
	臨 床 検 査 技 師	36	42.9	316,546	13,315	303,231
	栄 養 士	13	33.9	250,228	11,841	238,387
	理 学 療 法 士	29	31.9	298,829	18,133	280,696
	作 業 療 法 士	19	27.4	269,382	12,458	256,924
	総 看 護 師 長	3	54.5	460,871	—	460,871
	看 護 師 長	40	46.6	384,065	17,305	366,760
看 護 師	127	37.2	314,450	25,896	288,554	
准 看 護 師	94	43.3	298,615	25,242	273,373	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	2	62.5	643,900	—	643,900
	大 学 教 授	40	58.3	597,761	—	597,761
	大 学 准 教 授	31	50.0	486,221	—	486,221
	大 学 講 師	4	47.8	464,075	—	464,075
	大 学 助 教	2	39.5	379,050	—	379,050
	大 学 助 手	5	47.7	381,956	—	381,956

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 24 年 4 月 分 平均 支給 額			
			き ま っ て 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
						円
教育関係職種	高等学校校長	x	x	x	x	
	高等学校教頭	2	60.0	561,005	—	561,005
	高等学校主幹教諭	—	—	—	—	—
	高等学校指導教諭	—	—	—	—	—
	高等学校教諭	53	44.7	418,787	77	418,710
技能・ 労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	4	56.0	384,097	86,887	297,210
	守衛	13	55.9	392,138	1,313	390,825
	用務員	9	40.6	285,462	5,381	280,081
調査実人数合計	6,977					

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第22表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、部長、部次長
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級			係長
2 級			主任
1 級	係員	係員	係員

第23表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,054円
配偶者と子1人	20,074円
配偶者と子2人	25,704円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	52.4%
非支給	47.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 342,988 円 344,592
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 665,795	円 451,845
	上半期 (B2)	689,935	475,493
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	月分 1.94	月分 1.68
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.00	1.75
	年間計	3.94	3.43

(注) 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 54.8	% 45.2	% 46.2	% 53.8	% 44.4	% 55.6
500人以上	55.8	44.2	40.2	59.8	35.9	64.1
100人以上 500人未満	57.0	43.0	50.6	49.4	50.9	49.1
50人以上 100人未満	47.4	52.6	46.8	53.2	44.3	55.7

第27表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	13.4%	13.4%	8.4%	8.4%
30%	47.1	60.4	31.4	39.8
29%	—	60.4	—	39.8
28%	—	60.4	—	39.8
27%	—	60.4	—	39.8
26%	—	60.4	—	39.8
25%	39.6	100.0	60.2	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 労働経済関係

第28表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成22年度	291,426	0.5	149.5	12.0	0.56	289,831	1.2	157.0	13.8	0.54
平成23年度	291,651	0.0	149.8	12.0	0.68	290,515	0.0	157.0	13.9	0.64
平成23年4月	293,136	▲ 0.9	152.1	11.8	0.62	287,476	▲ 2.4	156.9	11.9	0.56
5月	288,598	▲ 0.6	142.2	11.2	0.62	287,878	▲ 0.6	147.5	11.9	0.56
6月	292,459	▲ 0.2	155.1	11.5	0.63	294,313	▲ 0.4	165.1	14.1	0.60
7月	291,921	▲ 0.1	152.5	11.9	0.65	293,239	▲ 0.6	163.0	14.4	0.63
8月	290,415	▲ 0.3	148.4	11.4	0.66	292,712	▲ 0.4	154.1	13.5	0.65
9月	292,215	0.0	150.4	11.9	0.67	294,444	0.2	158.6	13.8	0.63
10月	293,888	0.2	150.0	12.3	0.68	294,920	1.7	157.3	14.6	0.64
11月	293,350	0.2	152.1	12.3	0.69	290,877	▲ 0.1	161.2	14.0	0.66
12月	293,666	▲ 0.1	150.1	12.7	0.71	294,417	0.2	159.3	14.6	0.66
平成24年1月	287,575	0.0	140.9	12.0	0.73	284,010	0.3	144.9	14.1	0.68
2月	290,320	0.5	151.4	12.3	0.75	286,761	1.4	157.2	14.3	0.72
3月	292,487	1.2	152.6	12.8	0.76	285,130	1.4	158.7	15.5	0.74
4月	293,019	0.8	153.6	12.7	0.79	287,458	1.9	159.7	15.2	0.79
5月	289,048	1.1	148.3	12.1	0.81	281,995	0.0	152.5	14.4	0.85
6月	290,433	0.2	154.9	12.0	0.82	289,589	0.5	162.7	14.7	0.85
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成22年基準（ただし、⑩の平成22年度については平成17年基準）である。
 2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成22年度、23年度の欄は、それぞれ平成22暦年、23暦年の数値である。

項目 年度・ 年月	⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪
	全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	国内企業 物価指数
	全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比						
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成22年度	290,244	▲ 0.5	318,315	▲ 0.2	333,560	10.2	363,953	10.2	▲ 0.4	▲ 0.9	0.7
平成23年度	282,966	▲ 2.5	308,838	▲ 3.0	303,256	▲ 9.1	328,955	▲ 9.6	▲ 0.1	▲ 0.1	1.4
平成23年4月	292,559	▲ 2.5	324,744	▲ 2.1	289,482	▲ 16.5	317,069	▲ 16.4	▲ 0.4	▲ 0.6	1.8
5月	276,159	▲ 1.6	301,174	▲ 0.7	331,331	4.6	386,418	13.2	▲ 0.4	▲ 0.9	1.6
6月	265,807	▲ 3.9	286,056	▲ 3.9	346,144	3.2	305,279	▲ 13.8	▲ 0.4	▲ 0.4	1.9
7月	280,046	▲ 1.8	309,356	▲ 2.3	279,562	▲ 15.4	312,257	▲ 13.1	0.2	0.1	2.2
8月	282,008	▲ 3.9	309,078	▲ 4.5	274,463	▲ 16.7	314,869	▲ 10.1	0.2	0.1	2.2
9月	270,010	▲ 1.9	298,931	▲ 2.8	302,081	▲ 12.7	374,418	▲ 4.7	0.0	▲ 0.1	2.0
10月	285,605	▲ 0.6	314,275	▲ 2.0	287,352	▲ 0.5	312,198	8.2	▲ 0.2	▲ 0.5	1.3
11月	273,428	▲ 3.8	295,066	▲ 4.7	286,748	▲ 3.2	297,304	▲ 6.6	▲ 0.5	▲ 0.8	1.3
12月	328,080	0.3	352,005	0.7	342,319	2.0	352,398	7.3	▲ 0.2	▲ 0.3	0.8
平成24年1月	283,124	▲ 2.1	309,449	▲ 2.7	321,300	2.5	308,924	▲ 9.9	0.1	0.4	0.3
2月	267,855	2.7	292,825	3.2	276,538	▲ 3.1	263,861	▲ 12.8	0.3	1.1	0.4
3月	303,841	4.1	329,671	5.0	355,424	18.2	378,876	14.9	0.5	0.9	0.3
4月	301,948	3.2	339,069	4.4	363,035	25.4	419,118	32.2	0.4	0.6	▲ 0.4
5月	287,911	4.3	304,653	1.2	329,670	▲ 0.5	353,763	▲ 8.5	0.2	0.5	▲ 0.7
6月	269,810	1.5	292,937	2.4	311,846	▲ 9.9	336,375	10.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.4
資料出所	総 務 省										日本銀行

4 生計費関係

第29表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成24年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,094	36,368	45,709	55,049	64,390
住居関係費	49,687	52,821	48,541	44,261	39,981
被服・履物費	4,216	5,831	7,517	9,203	10,888
雑費Ⅰ	32,620	58,322	76,235	94,148	112,045
雑費Ⅱ	12,933	37,022	40,152	43,283	46,413
計	125,550	190,364	218,154	245,944	273,717

平成24年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(95世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第30表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成23年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上	99以上	100以上	101以上
		99未満	100未満	101未満	
団 体 数	12	5	9	8	13

(注) 1 「平成23年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は、96.7である。

3 総務省では、平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引下げとともに、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給する地域手当が導入されたことから、この地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、95.6である。

6 人事院勧告等の概要

○給与勧告の骨子

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を实地調査（完了率90.6%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） △273円 △0.07%
（給与減額支給措置による減額後） 28,610円 7.67%

〔 行政職俸給表(一)…現行給与（減額前）401,789円 平均年齢42.8歳
（減額後）372,906円 〕

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない

- ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
- ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

III 給与制度の改正等

○ 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）

- ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減
- ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

○ 国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

改革に当たっては、公務員を国民全体の奉仕者と位置付けている憲法の基本理念の下で国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに的確に対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要

2 国家公務員制度改革の経緯

国家公務員制度改革関連4法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要

3 国家公務員制度改革関連4法案の論点

(1) 協約締結権付与に関する論点

- ・ 公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと

公務員は、民間企業の労働者のように利潤の分配を求める立場になく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい

- ・ 国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること

国会が給与を最終決定する下では、使用者である大臣等も給与決定について最終決定権を持つ交渉当事者とはなれず、市場の抑制力という制約が存しないことから、自主的な決着に至らず仲裁への移行が常態化する懸念がある

- ・ 労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること

職員団体に加入している者の割合が全体で約4割と半数以下となっている現状を踏まえれば、労働組合の交渉当事者としての代表性をいかにして確保するかが新たな労使関係制度を措置する上で、議論を尽くしておくべき重要な前提

(2) 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、特に次の点に留意が必要

- ・ **採用試験及び研修の公正な実施の確保**
採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。研修講師の選任、カリキュラム作成等について、中央研修機関に自律性の付与が必要
- ・ **幹部職員人事の公正確保**
幹部職員の適格性審査に第三者機関が適切かつ実効的に関与することが必要。また、幹部職間の転任には、適正の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

II 高齢期における職員の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題。本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題

[新たな再任用に関する課題と取組]

- ・ 新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題
- ・ 新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき
- ・ 各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応
- ・ 再任用に関する希望の聴取等の手続を適切に定めるとともに、不服への対応方策等を検討することが必要
- ・ 平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、本院が意見の申出（平成23年9月）で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要

III 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ **人事評価の適正な実施及びその活用**
人事評価は人事配置や育成などの人事管理の基礎であり、各府省において適正に実施される必要。評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施
- ・ **幹部人材育成・研修の在り方**
幹部要員を育成する研修について、その内容を更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討
- ・ **専門家の計画的育成**
職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適正を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要

2 職員の勤務環境の整備

- ・ **超過勤務の縮減**
各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要
- ・ **男性の育児休業取得の促進**
男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施
- ・ **配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討**
配偶者の転勤に伴う離職への対応について、各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討